

対馬文化財通信

第5号



2010. 3. 11 国名勝：旧金石城跡庭園

対馬市文化財保護審議会編

対馬文化財通信

第5号

対馬市文化財保護審議会編

対馬文化財通信 第5号

目次

- 巻頭言 — 契丹展 2～3
小松勝助
- 倭館貿易による対馬藩の人参輸入 4～5
齋藤弘征
- 露艦芋崎占拠事件から百五十年 6
早田和文
- 対馬と壱岐で発生した文化財の盗難 7～8
小松勝助
- 対馬の盆踊り 9～10
本石正久

展 丹 契

平成二十三年九月二十七日から十一月二十七日までの二ヶ月間にわたり、太宰府の九州国立博物館において、「草原の王朝「契丹」―美しき3人のプリンセス」という特別展が開催されました。この「契丹展」は、九博が開館まえから六年の歳月をかけて準備をしてきたというだけあって、大変見応えのある大型展でした。同年十月二十三日（日）、小生は二時間かけてこの「大契丹展」を見学しました。

契丹は、十世紀から一一一八年間、モンゴル高原から東北アジアに覇を唱え、ここに一大帝国を築いた遊牧民族の国家でした。すなわち、契丹に耶律阿保機（ヤリツアホキ）が出るに及んで、九一六年、唐滅亡後の混乱に乗じて国を建て国号を契丹（のちに大遼（ダイリョウ））とし、自ら皇帝となりました。その後江南に興った北宋、西南の西夏などと抗争、和睦をくり

返しました。宋から毎年送られる財力により経済力をつけた遼は、まばゆいばかりの黄金や貴石を蓄え国は全盛期を迎えますが、働かなくても贅沢（ゼイタク）ができるようになったことで上層部は次第に墮落し、その結果内部抗争も激化、さらに武力の低下も招くようになりました。そして東北部で台頭した女真族の国金（キン）と北宋との狭みうちにあつた遼は、一一二五年に滅亡しました。

上対馬町琴の長松寺の大般若経（ダイハんにやきょう）の中の一部（一部）が高麗で開板、雕造（ちようぞう）されたのは、契丹が中原の宋に対して優位に立ち、高麗に対して第一次侵入（九三年）以来しばしば侵寇をくりかえして高麗を翻弄（ほんろう）し、破竹の勢いで国力を増大している最中のことでした。

すなわち、高麗第八代顯宗（けんそう）がその二年（一一〇一一）高麗に大挙して入寇、都城に駐屯して退かない契丹兵に対して、国威高揚を祈念し大蔵経板木の刻成を盟誓すると契丹兵は自ら退いたというのです。顯宗二年、高麗が国家の事業として雕造したこの大蔵経が初雕

本といわれるもので、その零本れいほんはわが国では京都の南禅寺にしかないとされてきました。ところが、壹岐（安国寺）と対馬（長松寺）に、その大般若経部がそれぞれ一セットずつあつて、つまりこの二セットは同じ版木から摺られた姉妹版であることがわかったのです（共に重文に指定。初雕本の大般若経は韓国にも数巻しかなく、南禅寺本では大般若経部は中国版）。

安国寺本には、高麗が一事契丹の属国になるなど当時の緊張した国際事情を反映し、契丹の年号で重熙一五年（一〇四六）、高麗の珎壽ちんじゆが亡父の供養のために六百巻を摺印しゆういんした旨の奥書があつて誠に貴重です。（小松勝助）

倭館貿易による対馬藩の人参輸入

— 明和五年の例 —

釜山での人参入手 対馬藩倭館貿易において輸入される人参は、絹糸・絹織物と並び重要な産品でした。このため対馬藩の倭館での貿易は「人参貿易」と称されることもあります。ここで、その人参の貴重さを物語る史料を紹介し

対馬歴史民俗資料館収蔵の「宗家文庫史料」明和五年十一月の「看品封進物加役方記録（朝鮮方）」にある日人参を釜山で手に入れ、対馬經由で上方に送り出した例です。

寅正月正月晦日松浦平茂方より之来状左二記之

一筆令啓上候、崇信庁売込之人参之義、無由（油）断外向へ致催促候処、去二十四日別市を以人参二十斤売込候筈二御座候、品位之義茂兼

而縷々申達置候得者、何卒相応二有之候可と存義御座候、就右倭要介義飛船より御物二相付し、中帰国被申付候

様館守へ申出被申渡候間、一両日内順次第可被出帆候、委細之義ハ其筋可申進候、先以御用向致順来御同然大慶安心之義二御座候、御支配別紙不申上候間、各様より此旨被仰上可被下候、去日福襲丸御仕出二付、此段為可申述如是御座候、恐惶謹言

正月二十日松浦平蔵

右同断平蔵方より之追啓

左二記之

追而令啓上候、本書二申進候通今日人参二十斤入来候処、内拾七斤ハ好品、三斤ハ次参二御座候付、拾七斤之内より十五斤百十匁撰取、次参之

義物品劣二相見、夜二入見分難成候付差返申候（後略）

対馬藩入手の人参は、正月二十四日倭館に入り、倭要介（大通詞）が、飛船で対馬に持ち渡つた。人参は間違ひなく二月六日府中の藩庁に到着。国内での販売地、取り扱ひ者も決定された（一斤は約六百グラム）。

そして役々立会いの下二月十二日、「崇信應取入之人参、今日櫃出在之候二付、於支配并御用掛中見分仕」と、対馬藩にとつて宝物の取出しが行われました。

人参上方へ かくして人参はいよいよ府中から上方へ海上輸送されることになりました。

同十日

今日井定右衛門、倭藤兵衛上（乗）船二付、勘定奉行同然二書付相渡候付左記之

覚

一、今度被差登候好品五斤百匁、次参百拾匁三個メ合被差登候、於船中風波等之節各（格）別可被入念候事

船中において風波の時は格別に念を入れるように、という指示が出されるほど、対馬藩にとつて倭館貿易で手に入れた人参が、いかに重要な商品であつたかの一端が窺えます。

その人参というのは、朝鮮の山野に自生する野生の人参（山参）が採取されたものであり、その年の気象や生育環境により、質や量には大きなばらつきがありました。ために、高価に売れる良質の人参の取り扱ひには、藩の並々ならぬ神経が払われていたわけです。

人参の販売法 このように

して輸入された人参は、主として江戸で販売されましたが、他に大坂・京都あるいは長崎・博多・田代それにもちろん御

国売（対馬での販売）もされま
した。江戸での販売は、当初
座敷売り、問屋売り、人参座
での小売の三形態でありまし
たが、後、問屋売りは人参座
に合併されたようです。

江戸人参座での販売価格は、
元禄十二年には一斤六八〇
目であったものが、翌十三年に
は一〇八〇目に高騰しました。
明らかに対馬藩による価格操
作が指摘されています。

（斎藤弘征）

露艦芋崎占拠事件から百五十年

対馬では昨年十一月五日、六日を中心に「朝鮮通信使全国交流会対馬大会」という大きなイベントが行われました。江戸期を通じ前後十二回派遣され、しかも対馬で応接した最後の朝鮮通信使となった文化八年の派遣から二百年の節目を記念して行われたものです。そういう節目の年ということでは、やはり対馬にとつては忘れることのできない大きな出来事が百五十年前にも起こっています。

文久元年（一八六一）二月三日、露艦ボサドニク号（船將ピリレフ、乗組員三六〇人）が尾崎浦に来航。そして芋崎に住まいや付属の小屋を建て、八月十五日に出港するまで半年もの間占拠した事件です。

突然来航し、世情不安な幕末、藩を揺り動かす現場となった芋崎は、今は訪れる人もほとんどいない静かな浦です。

山道から海岸に出、ちよつと開けた所に「文久元年魯寇の跡」の碑があります。そしてすぐ後ろ側には井戸跡もあります。古地図では細かくて解りにくいのですが、付近には長さ十九間と相当大きな住居を中心に鍛冶場、大工小屋、鳥小屋、風呂場、井戸、船着き場も見えるし、記録では畑も作っているのがわかります。

来航した時の口実は、函館から来る途中で船を損傷したので、修理と、その期間に一里四方の遊覧を許可してほしいということでした。藩では、早々に修理させ退去させようとはしますが、修理場所の選定や食料のことなど彼等は主張を曲げず談判はなかなか決着しませんでした。さらに一か月ぐらいたると態度が変わり勝手な行動をとるようになります。樹木を伐倒し、積み込んで立ち去り、芋崎

に小屋を建て始めます。そして土地租借についての交渉を申し入れてきました。対馬としては到底受け入れられません。長崎奉行所や幕府にも事態の推移を再三報告、奉行所役人や幕府高官も来島し会談を開くが進展しませんでした。

その間、大船越瀬戸で露艦の短艇が仕切りを押し破り通過するのを阻止していたところ、士官の一人がピストルを発砲し松村安五郎が即死、二人が捕らえられ連行されるといふ事件が起こりました。そして翌日も露艦の短艇三艘が不意に番所に乗り付け、三人を捕らえ鉄砲等残らず奪い取り、さらに村家へ押し入って牛七頭を奪い、船に乗せて帰るといふことも起こっています。

状況を変えたのは、やはり対馬に関心を持っていたイギリスの動きでした。英国公使オールコックは老中安藤対馬守と交渉して露艦退去に力を貸すことに話をつけ、軍艦を対馬に派遣さ

せました。結局はこの英露の相互牽制によって対馬は救われたようなものです。

これまで私はこの事件の推移について、藩は露艦の武力と狡猾な交渉のもと無策な対応しかできなかったとばかり思っていました。ところが昨年四月十六日、北海道新聞社論説委員の伊藤一哉氏を芋崎に案内して幾分その認識が変わりました。氏は東京外語大のロシア語科の出身で記者時代のモスクワ駐在中、現地に残る外交文書にも直にあたり、「ロシア人の見た幕末日本」（吉川弘文館）を著しています。本に著した現地を訪ねるのは十年来の願いでしたという彼から、対馬藩がなかなか巧妙に対応し露艦側が大変苦慮している様子がわかるということや、ロシアの外交当局と軍との認識の相違等、興味のある話を聞いたのはとても嬉しいことでした。

（早田和文）

対馬と壱岐で発生した文化財の盗難

―西福寺と安国寺の大般若経―

文化財の盗難といえば、損

傷、破損、水害、火災、盗難

など多種多様ですが、何とい

つても資材が紙や布、木など

燃えやすい文化財が一瞬に

して灰燼かいじんに帰す火災は最悪

でしょう。盗難は消滅するよ

りましかもしれませんが、今

までそこにあつたものがある

日突然姿を消すのですから

これもやりきれません。西

福寺(上対馬町西泊)の大般若

一巻だけ欠巻であることを

確認したのはこの時でした。

本経典は元の至元しげん十三年

(一二七六)と同二十七年に

かけて杭州こうしゅう(浙江せつこうけん杭

大普寧江省寺で印刷され

た大蔵経で普寧寺版ともい

われ元代印刷経の代表的遺

品として知られています。

『朝鮮王朝実録』によれば、

第七代対馬島主宗貞そうたかしげ茂は、

一度は「大蔵経」を賜ったこ

とを謝し(一四一三年)、

一度は、「大蔵経」を贈られ

て(一四一六年)います。こ

の経典には、施入年月日は

欠くものの、宗貞かんじん茂、勸進

僧宗益そうそうえき、住持毘丘慶珣ひゅうけいけいじゆんの三

人が本寺へ安置した旨の奥

書があります。管見におよ

ぶ限りでは、島内外に宗貞

茂の施入記がある経典は知

られていませんので、本経の

西福寺への施入年は、『実録』

に出てくる先の記録二例の

うち一つに比定が可能であ

ると考えています。

前記三人のうちの一人で西

福寺の住持慶珣は、「応永おうえい

外寇がいこう」(一四一九年、対馬を

倭寇の根拠地と考えた朝鮮が対馬を襲撃した事件にさなか、朝鮮にわたっていて、そこで身がらを拘束された人物でしたが、応永三十二年（一四二五）、拘束を解かれて対馬に帰国しています。

一方、この事件の直後に西泊を訪れた朝鮮使節宗希環そうきけいは、その紀行文『老松堂日本行録』の中で、住持は朝鮮に行っていて留守だと告げられます。この奥書により『実録』に記録された十四人のうちの一人、慶珣は西福寺の住持であることが特定できます。

奥書は室町時代の日本と朝鮮との通交史、人の動きの一端を伝える貴重な史料だけに、複数巻の盗難が惜しまれます。

ところで、西福寺の大般若経が盗難に遭ったことについては当方、対馬側にも油断があったのではないかと思います。もう一七、八年もまえになりますが、隣の壱岐と対馬で二つの文化財が盗まれました。まず平成六年七月、壱岐の安国寺の大般若経（国指定重要文化財）がそれからちょうど一年後の平成七年七月、今度は対馬で

木坂の海神社の仏像統一新羅時代、同がそれぞれ盗難にありました。

このとき対馬は、たった一年まえの壱岐の教訓が生かせなかつたのです。それから十一年後、対馬はふたたび

海神社仏像盗難の教訓を生かすことができずに西福寺の経典を約三割近くも失いました。所有者と関係機関が、もう少し積極的に保護対策を考えていたならば、あるいは盗難は免れたかもしれませぬ。ところで、海神社の新羅の仏さまは、盗難から一月

後鎌倉で犯人に足がつき、取りもどされて無事住み慣れた木坂の村に帰っていらつしやいました。海を渡って彼国へ行かれたかと思っていて私たちは驚き、しかし胸をなでおろしたことでした。

ちなみに、朝日新聞のコラム「海外文化」欄に、韓国で「初雕本大般若波羅蜜多経、百六十二巻、百七十巻、四百六十三巻の三巻が国宝二八四号になった」と、小さく五行で報じられたのは、安国寺経典の盗難から八ヶ月後の、平成七年三月二十七日のことでした。（小松勝助）

対馬の盆踊り

対馬には古くから多くの民俗行事が残り、民俗芸能・祭祀習俗・盆行事など多彩でした。正月行事も最近まで正月松の内という十五日までいろいろと行事があつてきています。また、お祭りの行事も未だに珍しい行事が残っていますが、今里の七日まつりや阿連のお日照りさま、檉根の天道まつり、豆酸の亀卜神事や木坂、青海のヤクマなど国内でも珍しい行事となつています。

対馬の神々に奉納される神楽も舌岐神楽や五島神楽のよゆうな勇壮な男神楽があつたことは文献で伺えますが、今は女舞の命婦舞のみが継承されています。

対馬の盆踊りは、他地方に見る老若男女が広場で輪になつて踊るものとは大きく異なり、本来、百姓本戸の長男が六人

から八人で縦一列か二列で、又は横に踊り出てくる特徴をもつています。これらはみな盃蘭盆に招来する先祖や三界万霊を弔うもので、踊りを演納する場所は、初盆の家、菩提寺、霊所、旦那、海岸などであり、後世になると本来神仏に奉納した盆踊りも、人々が見て楽しむための見せ踊りが伝来してきます。

起源については諸説がありますが、宗家十代貞国は佐賀から府中の中村に館を移した、その年の盃蘭盆に先祖の墳墓へ墓参りの折、お伴の侍達に謡舞をさせたのが盃蘭盆塔の起りだとする説が有力ですが、次のような説もあります。

「対馬太守讚岐守貞国の夫人は筑前国の花田将監の娘であつた。夫人はひどい難産の末、奇形児を産み産死した。その後、怨霊荒れて妊婦に祟ることが多くなったので、奈多礼の磯辺に移し盃蘭盆塔念仏踊りを始めることとなり、十六代

義調のとき謡曲の猩々、百万の小謡を唄うことに改めて古式を守ることとなり、それを盃蘭盆塔風流と呼んで明治期まで続いた。」

盆踊りは対馬の南北百五十余の集落のほとんどで奉納演納されたものですが、幕末から明治大正にかけて衰微した集落もあります。そして昭和の初期から戦前戦後の社会環境によつてほとんどが休止したり衰退しました。私たちが国の指定を前提にした民俗芸能の残存調査をした平成六・七年頃は厳原町内のわずか五・六地区や、曾の消防団や瀬田と廻・唐洲・卯麦や峰の上里が復活していたに留まつていました

内山地区、内院地区、久根浜地区、青海地区などや、紺の帷子に素手素足で踊り出てくる廻・唐洲の祝言踊りは最古の踊りを想わせる古風な踊りでした。また、久根浜の踊りは海岸にエツリを先頭に役者や踊り子が並び「迎え盆」や

「送り盆」がよく理解されるものでした。これらの地区の踊りは、ここ数年間で休止されています。

残された阿連や曲、三根上りなどの踊りは貴重な存在となつています。

盆踊りの内容は出歌、祝言、口説き、引き歌などがあり、盆踊りの題名や内容、演納する数や場所は集落によって異なりますが、隣の集落とよく似た踊りが多く、盆踊りの他にも五段から八段程度の踊りが演納されていました。

祝言にも「金菊草、まさきの蔓、めでたよな、高砂屋、四海波静かに、沖のど中、御世永がき」などなど、口説きには「おんがの国よ、剛敵、八百屋お七、志賀団七、山崎三左、いろはくどき」など限りなくあります。踊りの題名は歌詞の頭部や主人公によつて大別されますが、踊りの姿勢や使用する道具などでも大別されます。手踊り、扇踊り、綾踊り、薙刀踊り、棒

踊り、四つ竹踊り、笠踊り、鎌踊りなどです。

衣装は祝言では元々素朴な帷子に角帯に素手素足で踊られました。後には「踊り着物」とか「笹着物」と呼ばれる天竺木綿の生地全体に大胆な梅や笹などを配した色絵柄の着物に赤色や黄色の単色の腰帯を締めて、手には群雲や雲竜の扇を持つことが多く、後世になると見せ踊りも多く付随して踊りの振りも大きくなり多くなって衣装も派手になり持ち物や飾り物も増えてきました。

ただ、祝言は字解の如く祝詞を綴って成り立った歌詞であり、この踊りがなぜ盆踊りとして奉納され、盆踊りの首座を占めるのか理解しがたいのです。が、古来対馬の郷村では、願掛け踊りが神社へ奉納され、村で日願雨願をかけて効果がなるときは郷中が寄りあつて願掛けをしました。降雨や照日るときは盛大に踊りや競馬をし

て解願したことが伝えられ、この踊りが後世になって盆踊りに仕込まれたのではないかと推察します。四・五年前まで美津島町尾崎に「願掛け踊り」として神社に奉納され残されていた。

踊りは毎年一か月前から練習し、どの集落も「踊宿」が年番制輪番で決められ「姿見」とか「菓固め」とか言われて、師匠や踊り子たちが集まり踊り始めますが、お盆の十二日ころまで続いて練習します。中間にも「宿見舞い」とか「打ち比べ」や「検分」などと云われて中間披露もありました。古くは年老は畳上で踊子は板敷であつて、道具の整理や掃除まで仕込まれました。またこの場が地域社会の教養の場でもあり仕来たりや秩序も厳しく仕込まれました。古くは士族長男が芝居を演納して百姓長男が踊りを奉納しました。筆者も戦後に経験はありますが、その頃は少し緩和されて土農の区別はな

くなりましたが、本戸の長男は十八歳から必ず参加しなければなりません。新入りが踊子で二十歳すぎの大夫は芝居を演納した宿は芝居宿と踊り宿に分かれていました。今はどこも保存会などが結成され地区公民館などの使用が多くなっています。

対馬の盆踊りは十三日から二十日位までに演納されました。その日はエツリ持ちを先頭に年老・中老・師匠・太鼓・法螺貝・踊子の列をつくり寺や霊所、または神社へ参進している所もあります。

このような盆踊りも休止したり終止したり、古老を頼りに復活したり、連綿と継承してありますが、復活するのは至難の業です。その中で、部落の人々の努力で保存継承されている三根上里の踊りも良い踊りであり、曲の四つ竹踊りや柳踊りも腰を落としての芸能は見こたえがあり、阿連の踊りも女盗賊や家中という段ものの踊

りで芝居の要素をもち他に見ることのできない踊りです。

近年、国内の郷土芸能大会や県大会、対馬郷土芸能保存会が主催する島内大会にも出演していますが、いつ見ても心が癒される良い踊りだと思えます。その他にも古来、対馬で踊られていた「しんき節」や「しまめぐり」「新町」など、どの踊りを見ても、なかなか見ごたえがあり興趣をかきたてる思いです。

対馬の盆踊りは永い間、対馬の人々が祖霊を弔い、地域社会の交流の場として人々も観て楽しむために継承してきた行事と芸能をいつまでも存続させることは、近代社会の中で難しいことではあります。その中にも小学生に伝承したり若者たちに継承してもらったりしている保存会や関係者の方々のご苦労とご努力に対し頭の下がる思いがいたします。

(前文化財保護審議会委員
本石正久)

お詫び

このたび、約一年遅れ本号（第五号）を発行いたしましたこと、委員の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今号より本課で印刷・製本をいたします。発行部数は百部です。残部に限りはありますが、ご所望の場合は下記までご連絡ください。

また、本年度も引き続き「文化財通信・六号」の原稿募集を行います。ご自身の研究課題、日頃感じたこと、本市文化財の活用・保護等につきまして、ご投稿いただければ幸いです。近日中に原稿の執筆依頼をいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

対馬市教育委員会文化財課

対馬文化財通信 第5号

発行日 2013年(平成25年)2月1日
編集 対馬市教育委員会文化財課
発行者 対馬市教育委員会文化財課
長崎県対馬市美津島町雞知甲 1287 番地 1
TEL 0920-54-2341
FAX 0920-54-4046
印刷・製本 対馬市教育委員会文化財課

